

第 7 回

佐世保市地域福祉計画推進委員会

会 議 録

日時：平成24年10月17日（水）19：00～

場所：佐世保市中央保健福祉センター 6階 研修室1

（出席委員）

西委員長、下釜副委員長、阿野委員、永江委員、嬉野委員、櫻井委員、
山北委員、迎委員、松尾委員、森委員、坂本委員、小柳津委員、山下委員

[13名]

* 岩田委員、車委員は欠席

（事務局）

○佐世保市

保健福祉部長、保健福祉部次長兼保健福祉政策課長、保健福祉政策課主幹、
保健福祉政策課企画係長および係員

○佐世保市社会福祉協議会

事務局長、事務局次長兼地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉課係長および課員

■開 会

※事務局により進行

【資料の確認】

【情報公開の確認】

1. 保健福祉部長 あいさつ**2. 委員長 あいさつ****3. 議題****第2期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について****事務局より資料に基づき説明****●西委員長**

只今、事務局の方から説明がありましたけれども、今日の委員会かなり難しい部分があるんじゃないかと思えます。まずは「第2期地域福祉計画策定にあたっての考え方～第1期計画を踏まえた策定ポイント～」この辺から入っていきたいと思えますが、今、説明があった中で、お尋ねになりたい分がありましたら聞きたいと思えます。どなたかございませんか。

それでは、私の方から一つお尋ねします。第2期地域福祉計画策定にあたっての考え方のペーパーの中で、間口を広げたというお話が最初ありました。間口を広げて、この絵の福祉に該当する部分にやっていると、これが社会福祉法2条にある考え方としては、ああいった事業を対象にしますよということですよ。そうしますと今の計画、活動計画の中に例えば58ページに書いてある中で、「地域の防犯機能の低下」とか「保護者のしつけの不徹底」とかそういうものがあるんですけども、この考え方からいったら対象領域から外れるという考え方になるんですか。

◆事務局 市

そうです。それそのものを解決することが目的にはならない。

●西委員長

そういうことですね。ただ今後計画を作っていく中では、今ある計画の一つの項目をどうするかは、今後の意見を交わしながらやっていくというお考えですね。

◆事務局 市

はい。

●西委員長

それでは、いろいろ中身の細かい部分もあって、難しい部分もありますので、区切って少し説明をまたもらう部分と、皆さん方からの質問を聞く部分とやっています。ポイント1の1期計画の反省の分で説明がありました。私もお尋ねをしたんですけども、1期計画それから2期計画の考え方で、対象とする領域については、一応イメージとして皆さん方了解いただけましたでしょうか。今まで2枚目(地域コミュニティの活動領域とその要素)の絵のいろんな環境問題とか、他の防犯の問題、防災、災害の問題そういったものも含めてかなり幅広く地域の問題、当然地域の問題としては防犯の問題出てくるんですね、結果的にはそれが福祉につながってくるんですけども、その領域を、社会福祉法の中にあるいろんな事業が、実は介護保険も含めて、いろいろあるんですけど、相談事業とか、そういったものにある程度考え方としては整理をしよう、そして目的をはっきりさせて計画、課題を整理しようという考えではないかなと、いうふうに思いますが、第1期計画の反省と、第2期計画の考え方について何かお尋ねになりたいことはありませんか。

●坂本委員

坂本です。この方向で、反省ということで進めていこうということなんですけども、組織として佐世保市と、社会福祉協議会の福祉活動計画と、福祉計画とのお互いの仕事のシェアの仕合、責任分担の度合いとか私も途中から入ったので、よくそこが分からない部分があるのでお尋ねしたいのと、今、保健福祉政策課(市)が中心にされてるけども、例えばこれが先ほどの防犯とか、他の佐世保市の中の部署との関係で、絞った方が仕事がしやすいということなのか、そういうことじゃなくて、純粹に福祉に特化した方がいいということなのか、むしろ連携があった方が、縦割りになっていかない方がいいような部分も、今、西委員長がお話になったとおり、縦割りにしてしまわない方がいいかもしれない、例えば防犯なんかもそうですけど、そのあたりの所管のことと、社協と佐世保市の関係をお尋ね

したいと思います。

●西委員長

坂本委員の方から2点ご質問がありました。1点目は地域福祉計画の所管、保健福祉部の所管の部分と、社協が計画として作るようになっている活動計画、そこら辺の役割といますか、関連性含めて考え方を事務局の方からお願いします。

◆事務局 市

まず、社協と市の関係からご説明したいと思います。社会福祉法の中で地域福祉の推進主体としては、社会福祉協議会だけを予定しています。それ以外の所がしては駄目だという意味ではなくて、地域福祉という項目の中には、社会福祉協議会という団体しか存在していません。

もう一つ市の役割としては、その社会福祉協議会が地域福祉を推進する、或いは介護事業者が介護を推進するという形で、福祉サービスが適正に行われるように、必要な措置を講じなさいというのが、社会福祉法の6条に記載されております。市としては、地域福祉を推進する主体である社会福祉協議会が、十分な活動ができるように措置をしなければいけないということで、いろんな法的な整備であるとか、財源の確保なんかをやっております。それに基づいて補助金という形でやっていますが、補助金の要綱の中で今回改正をいたしました。整理をしたのが、市は先ほど申し上げたとおり、全市的に係わる部分、制度的な物とか大きな財源を必要とするもの、それから全市的な制度として設計しなければいけない。社協は、より身近なものの諸課題に対応していくという業務の切り分けを行っております。定期的に会議を設けて、すり合わせをするような仕組みづくりもやっております。それが市と社協の役割分担。

それと縦割りじゃなくて横断的というお話だとは思いますが、決して他の所はやらないという意味ではないです。福祉が求める目的を、ある程度明確化した方がいいのではないかとという意味でございます。従って、防犯とかを全く関係ないから領域外ですよという話ではなくて、福祉の領域が求める結果、そこを明確にした方がいいんじゃないかという発想です。

●坂本委員

分かりました。

◆事務局 市

補足しますけど、様々な行政計画があるわけです。その中の一つの福祉分野に、ある程度絞った地域福祉計画をやらうとしておりますけれども、福祉の中でも広いといますか、介護保険計画とか、障がい福祉計画とかありますので、その中でも広いということはありませんが、行政の分野様々ある中で、福祉にある程度の特化した計画というのが地域福祉計画です。ただ、策定過程においては庁内で共有していくのは当然で、第1期の計画の時にも、庁内検討組織というのがありまして、そこで他のいろんな担当の課が、それぞれ関連する意見を集約して作ったというのが行政的にあります。第2期の策定に向けても、そういった連携というのは当然やっていくのは勿論です。

●西委員長

よろしいでしょうか、この対象とする領域というのを変に誤解してしまうと、違う方向になってしまうものですから、ちょうどいいタイミングで坂本委員から質問がありました。今、事務局の方から説明があったとおりでございますけれども、例えばここに「ごみステーションの整備」とございます。一つの例を私なりに考えますと、例えば地域の中に住民がいて、一人暮らしの人がいる、ちょっと変わっていて、ごみを全然持って行かないので、ごみ屋敷には溜まってしまっている。ごみそのものは別の環境の事業という形になるんでしょうけど、しかしその人にごみを出させるためには、どうすればいいのかというのが、我々地域の問題になるんですね。それであれば、老人クラブ、デイサービスに参加させようという形で、結果的にはその地域で一番問題だったごみ屋敷の問題が解決につながるという形になりますから、そういった方向で計画というのは、今後作っていかないといけないのかなというふうに思います。今のいい例になるかどうか、私も自身ないんですけど、そういった意味で領域については、連携をきちっと取っていく形の中での考え方で、整理をさせていただきたいと思います。第1期計画の反省、計画の考え方についてよろしいですか。

それでは、ポイント2、これは私たちが事業評価をしていく中で、事業の評価がしにくかったという意見が結構ありました。例1、例2の説明がありましたように、いろんな意味で、例えば社協のホームページに全部載せたということが、いろんな事業の目的、計画があってそれが、全部結果としてホームページに載せました。〇〇を作りましたと、一つのもので片づけられてしまうというような分が若干あった。重なった部分があった。評価がしにくかったというのが、確かにあったんじゃないのかなと思います。その辺の反省がここには書いてありまして、2期計画の考え方としては、達成目的別に整理された政策体系ということで、課題をそれぞれに目的別に整理して、その目的を達するためにはどういった過程を得てやっていくか、という部分をやはり進捗管理も含めて、次の新計画にはする必要があるんじゃないかなと、私は思っています。ポイント2について、皆さん方の方で何かご意見があればいただきたいと思えます。ポイント3も大体同じですからポイント2と3で、皆さん方の第2期計画の考え方について、あわせて質問されて結構です。なかなか難しいですけど、第2期の佐世保市地域福祉計画の考え方(案)A3の絵の付いた説明もありましたが、中の方をいろいろ考えると難しい部分、若干理解しにくい部分もありますが、今の計画というのは、住民をひとくくりにして計画という物を作れば、ある程度済んだんですね。ところが今の時代というのは、よくニーズの多様化という言葉が皆さん方聞かれると思えます。ここに先ほど事務局から説明があった個別支援、地域支援、次の新計画というのは、この個別支援が一つポイントになるんですね。個別支援というのは先ほど私が言ったように、ニーズが多様化した時代に今入ってますから、個別に対応をしきれない、ひとくくりで住民のその地域そのものを、計画の中でポンとくっってしまうと、個人の部分の支援が達成できないんです。だから一つ一つの個別、一人一人に対してニーズが違うから、そのニーズに対して答えていこうというのが、この第2期のさつき説明があった絵の中の個別支援ですね、その個別支援をやって、生活支援サービスを実施していこうと、そしてその個別支援の塊の中に地域があって、地域を支援していることで、その地域の生活支援をしてい

うというような、考え方になってるんじゃないかなと思います。

どなたかご意見等ございませんか。

●山北委員

すごく難しく、何をしたいかが分からないくらいですが、一人一人個人というか、一人の人を考えると、今の私自身がやっている活動自体が、本当に個人なんです。一人一人がみんな違う、同じ感じじゃなくて皆違う、私は今一番問題が大きくなっていく、ひきこもりとかをやっていますけど本当に大変です。一人一人と向き合っていないといけない。そこを地域の人たちと、どういう形で支えることが一番いいのか、いつも考えています。

実をいうと今日の感じというのは、私にとっては一番身近に感じられること、今までいろんなことを論議してきた、今回というのは凄く身近なものとは思いますが、これをどういうふうにしていくのかというのが、すごく自分でもまとまりがつかない。自分は一人一人の人と向き合う形なんですね、でも行っても会えないような人たちの中で、地域でもどこにその人がいるのみたいな所なんです。でもその地域のいろんな力を借りないといけない部分もある。子供も親もみんな孤立してしまっている。一人で悩んで、自分の家庭の中に抱えこんでいるこの問題をどういう形で、地域のものとするのか、そこを行政とか社会福祉協議会とか、そういう所とどう繋ぐのか、その繋ぎ方も対応の仕方も、それぞれの人によって違うんですね、それってものすごく皆の学びが必要になってくるんです。そういうことって、どんなふうにして作るのかなって、ちょっと違う感じに話になってるかもしれないですけど、私自身個人とか地域とか、今本当に必要としている人たちはいるので、多分、今浮き彫りになっているひきこもり、どこの中にもひきこもりがいるんです。そこをどうするのかというのが私は凄く身近な問題です。

●西委員長

今、山北委員がおっしゃったこと、ずばりそのとおりなんです。だから計画というのは、具体的にどういった形で、この人に係わればいいのか、つまり今までの計画というのは、行政計画で住民と向き合った計画ではな

いんです。今、山北委員がおっしゃったのは、住民と一人一人と向き合って具体的な一つ一つの方法論も含めて議論をして、それを計画に載せましょうと、答えを言ってしまうと、そういうことに多分なるんじゃないかと思うんですけど、そういう計画も作るのが、新地域福祉計画の見直し計画じゃないかなとは私も思う。山北委員がお話になった分で、皆さん方どのようにお考えになられるでしょうか。

●櫻井委員

1期計画の反省で、はっきりとイメージできていなかったというところがありますし、国の策定指針にも明確されていないというので、今までずっと話をしてきて、今度は凄く多様なニーズに合わせてという、一つ一つのケースから考えていくというのは、まるで反対みたいなイメージだと思うんですよね。一つ一つのケースというのは、千差万別いくつもケースがあると思うのですが、そこを例えば、それでもある程度こういうパターンがあるとか、そういうふうに種別に分けて、考えていくというようなことをされると、本当は一つ一つ考えて皆さんが係わってこられた中での福祉というか、一番しんどいところを支えることを考えれば、皆さんに行き渡るといえることのあるのかもしれないですけど、それをどこに置くのかをしっかりと皆で見極めないと、難しいのかなというのを凄く感じました。

●西委員長

その辺が、地域の問題をどの程度出せるかというのがありますよね。今ここに参加してらっしゃる、例えば山北委員がそういう活動をされておられるから、そういう問題というのが出されて、それについての計画というのは細かい分だから、出されないかもしれないけど、それ以外に地域の中で例の31から出た活動の分ですか、あの中からもまた細かい部分の問題点もあるんですかね。

◆事務局 市

はい。

●西委員長

だから、そういった問題を議論しながら、具体的な過程も含めて目的を達するまでの細かい部分をどう

対応すればよいかということの一つ一つ出していくのが、事務局が考えている新しい計画ではないかなと思います。

●永江委員

ずれるかもしれないですけど、私は山北さんの活動自体を少しだけ知っているの、ひきこもりに関して言うと、例えばここに個別支援、地域支援というふうな、段階的に支援のレベルと言っているのかな、形作られていくようなイメージなんですけど、もしかしたらそのようにならないケースもあるんじゃないかと思うんです。例えば、ひきこもりの人だったら、地域にあまり知られたくないという方もいらっしゃる。

●山北委員

だからできない。

●永江委員

だから地域全体の問題としては取り組めない。支援ができないかもしれないけど、地域の中にそういう理解をできる人、それから係われる人が増えていくことが大事なことなので、必ずしも通り一遍の流れではできない分野があるんだろうなというイメージをちょっと感じました。

福祉そのものが凄く漠然とした表現でもあるし、先ほどの図を見ると結局それぞれの分野に分けてありますけど、それぞれの分野の中に福祉の分野が微妙に含まれている。もともと難しいなと思うんですけど、一つ一つの例えばひきこもりの問題とか、細目にわたって検討していくと大変な作業だなと感じますけど、やらなきゃいけないですね。

●西委員長

そうですね、これから皆さんでいろいろ議論を交わしながらやっていくんですけど、それぞれ例えば佐世保市の中でもいろんな問題、地域の中で抱えていることがありますから、細かい部分を一から百まで挙げてこれに載せようと、そして計画して実現させていくのは無理だと思いますね。その辺は地域の中で、これについては載せてやっていきたいと思いますという形の分、ある程度絞らざるを得ない部分も、僕は出てくるんじゃないかなと思います。それをまた皆さん方の意見を聞

きながら、地域の中でポイントの高い物を基本重心にやっていくとか、いろんな考え方が出てくるんじゃないかなと、それとまた関連した部分が出てきますので、そういったやり方はいいのか悪いのかは別にして、そこら辺も議論をしていきたいと思います。

新計画というのは微妙に進化を問われる計画というふうにもいろんな意味で言われているんですね。これは行政も進化を問われる。計画の中には行政計画としてエンゼルプランであるとか、介護保険の計画であるとか縦割りで、その縦割りの人も含めて地域福祉計画、そういうものに計画を作っているのではないかと、本来、今皆さん方と議論しての地域福祉というのは、他の障がい福祉計画とか、エンゼルプランとかそんなものとは違うと、先ほど山北委員がおっしゃったような、それが求めたもとの社会福祉法の中の、地域福祉の推進第4条にある。それを計画にしようというのがあって、今、全国で約90%近くは作っているんですけども、殆ど縦割りのありきたりの住民ひとくくりの計画なんですね。結果的に、これがあまりいい計画として実現性がないじゃないか、だから今事務局から説明があったような個別支援、いわゆるケアプランを中心とした計画を、やはりするべきじゃないかというのが、個々の先生方のいろんな意見、私の聞いている限りではそういう意見が出ております。

●坂本委員

以前、ゴールドプラン高齢者の計画の時に、市町村に投げられたんですね。地域の中に自分の市の中に何人の寝たきりの人がいるか。要介護の人がいるかというのは、実はほとんど全国的に揃っていません。それで初めて調査をしたという経験がありますよね。今の委員さん方のお話を聞いていると、やっぱりニーズを聞かないといけないと思うんですね、聞いたからには載せないといけない。あなたは優先順位後となると、これはここに書いてある排除になりますから、だからそのところで、どんな困りごとがあるのかということと、現在2次計画、1次計画で大分解消できた部分、提言できた部分もあるでしょうけども、更に今困っていることは何ということ、我々がそれを知らないと計画が次できないんじゃないかと感じました。

●西委員長

介護保険の場合は数値目標という形が出ますからやっぱり、いろんな意味で数字を出すということは一番分かりやすいですね。だから今度の地域福祉計画についても、ある程度数字を管理して、数値目標の管理として、そこを活性に持って行くような考え方も出されておりますから、全部が全部数値目標という形で出せないのが、地域福祉であろうかと思いますが、出せるという部分はニーズという形で、出す必要が私もあるんじゃないかなと思いますね。

いろいろご意見出てますが、少しずつ皆さん方イメージが湧きつつあるんじゃないかなと思います。事務局にお尋ねになりたい分とかございませんか。特に骨子は外枠だけでもある程度理解をイメージとしてもっていただきたいなと思っております。次の段階で具体的に事務局の方からその辺をお示ししていただくと、私たちが少し理解度が進むのではないかなと思っております。

山下委員さん、何かご意見ありませんか。

●山下委員

そうですね、いろいろ聞いていて、なかなか自分も理解できない部分もあるんですけど、第2期の計画として個人の支援、ニーズが必要な考えになっていくとして、極端なことを言えば24万人いれば、20万通りの支援が必要になっていくんじゃないかなとは考えました。やはりその中でどれにウエイトを置いて、進めていくかということになると思うんですけど、ウエイトが多い部分からしていくということになれば、最後のほうでウエイトの少ない少人数の方の支援が、おそろかになっていくのが気兼ねというか、その辺が心配だなという感じは受けました。そういう方向を全体的な支援をしていく中で、ウエイトが多い人、人数が少ない人をどういうふう到我々として支援していくかが、2期の課題になるんじゃないのかなと感じてます。

●西委員長

山下委員のごもつともなご意見が出ましたね。計画に載っていない分については、なかなか係われないという部分が出てくると、そこがある地域によっては一番のポイントが高い、ウエイトが大きい部分かもしれない

ので、その辺についてもどうやってカバーできるのか、というのを計画の中で謳うことは、私はできるのではないかなと思います。その辺は今から作っていく中で、皆さん方と議論を交わしていければと思います。

小柳津委員さん、何かございませんか。

●小柳津委員

私は最初にこの計画を見たときは、ここまで間口を広げるのかなと、凄く範囲が広いのにびっくりしました。ただ、お茶の間トークの中で地域の皆さんが、地域の問題として福祉につながるということで出された問題であるし、地域福祉となっている以上は、ある程度やむを得ないのかなと一応考えは変わりはしましたが、その問題はこれからも支援していくというふうに、事務局の方は言われたので、一応安心はしましたが、福祉六法とか福祉だけにこだわらないほうが、地域福祉計画らしくていいのかなという気はあります。

●西委員長

少し正直私の気になるのは、領域を社会福祉法の2条の中の考え方で整理をするという形になると、小柳津委員がおっしゃったように、地域福祉という言葉というのは、よその関連分野とも関連を含めて初めて地域福祉という、ぼやっとした部分もあるんですけど、その辺があるもんだから、定義がこれだと決められない部分もあって、その辺がなかなか難しいところだなと思います。

森委員さん、何かございませんか。

●森委員

理解は、ポイント3の第2期計画の考え方でなんとなくイメージは湧いている気はするので、自分自身を一人の住民としてとらえて考えていく、ということを考えてみると、理解が深まるかなというふうには感じました。これをどういうふうに、ここから動くのが大切な気がしますので、骨格に関して理解的には理解できるかなと思います。

●西委員長

ありがとうございました。今、森委員の方から、とてもインパクトのある言葉が出たんですね。やはり住民の一人として考えてこの計画を捉えていく、考えていくと

というのが、とても大事なことじゃないかなと思います。

松尾委員、何かございませんか。

●松尾委員

本当に個別支援の福祉六法、そこを中心にやっていくということと、個別支援というと本当に莫大で、どこにポイントを絞って、これをまとめたらいいのだろうと、イメージは分かります。一人の個人の方を中心にし、関連する人で助け合いをして支えていかなきゃいけない。子供から今すべての法律がありますよね。そういうのと関連しながら、地域福祉の考え方というのが、こうかなと思ったら、また違う考えが浮かんでくるんです。第2期で個別支援を先にやっていって、それに地域支援がどんどん広がっていくんだという人間作りは分かるんですけど、非常に難しいというのが、私の今の段階です。計画を立ててまとめていくのが、本当にそれぞれの法律、子供たちのひきこもりとか虐待にしても、虐待防止法とかいろいろあるわけじゃないですか、精神保健福祉法とか、そういうのがあった中での地域福祉として、計画をまとめていくということがまだ、上手く私の中でイメージができていません。

●西委員長

個人の問題で捉えた時はなかなかですね。ただ、一番の大きなポイントに今回なるんじゃないかなと思いますけど、考え方としては個人の問題、それから近隣とか家族の問題、それでそれを地域の問題という3つの分野の中で分けながら、個人の問題を積み重ねていくことによって、近隣住民の問題があって、地域の問題としてそれを大きく捉えていこう、というイメージになるのではないかなと、もともと個人の問題というのは、先ほど山北委員からもあったように、そこを解決しないことには、現実的には地域の問題が解決しないという部分というのが、今は多くなってきているんですね、それが特に行政のいろんな福祉制度の中から、はまるにはまってしまって、もがいている部分というのがあって、支援している人もそうだと、だからそれをどう計画の中で具体的にその支援する人も行政が支援していくよと、そして、そのことをうまい具合に上にあげていくよというのが、地域福祉という考え方であり、計画という意味合いになるんじゃないかと思うんですけど、こ

の辺はそれぞれ今出た中で、率直な疑問を出していただきました。私も最初事務局から説明を聞いたとき、同じような疑問を皆さん方と同じように持ちました。

●坂本委員

坂本です。今意見をお伺いしてて、例えば、ポイント1のところで道路整備は対象外とか書いてますけども、基本的に民主社会を作っていく佐世保市で、民主社会を作っていく我々は、接点だというふうに考えた時に、ごみが自分で捨てられないとか、捨てに行けない、いろんなハンディキャップによって場合によっては、そこにごみを捨てるための袋が追加して買えない。或いは、ごみを出す日が分からないとか、いろんなハンディキャップがあるわけです。そここのところできると、これは個人の尊厳ということをしっかり守られる佐世保市であると、佐世保市社協であるということ定義していけば、尊厳ということを柱にしていくと、それはごみの問題ではなくて、そこにさまざまな問題解決をしていくための手立てが必要、そこがあるから道路整備が悪いから、車いすで外出できないとなってくると、これはやっぱり地域福祉の問題になってくる。だから個人の尊厳というのが個人レベル、家族のレベル、地域社会のレベルに完結して通されたらどうかと、ご意見を伺って一つの方法として、そこから考えていくと整理がしやすいんじゃないかなと思いました。

●西委員長

坂本委員がおっしゃった一つの問題が出れば、枝が幾つか出てきて、そこら辺をつなげていけば、一つの問題解決につながるという形になるという。

●坂本委員

そういうことを我慢するのではなくて、我々関係者に言っていんだ、ということによってその問題を一つずつ解決していきますと、そのことが個人の尊厳を守っていくということと、あと地域福祉の実現に近づくんじゃないかと思います。

●西委員長

他にございませんか。

●下釜副委員長

下釜です。全体の考え方というのは、確かにそうな

のかなと思いつつも、皆さんおっしゃるように個別の支援をするために個別の問題点というのを、どうやって拾い上げていくかというのが一番難しいところなのかなというふうに感じました。

今までの計画が、お茶の間トークというものを通して拾い上げてきたんですけど、その中にあまりにも生活課題と思われるものが多かったということで、今回その辺を外していこうということになっているようですが、今、坂本委員がおっしゃったように、それが地域福祉的に捉えるものなのか、生活課題として捉えるものなのか、というところの分け方というのは、とても難しいことだと思います。特に本当に心身のプライベートの問題のことと、生活課題であることというのが、必ず入り混じって個別の問題ではないかなと思うので、そのあたりの拾い上げ方というのが、どうやってもっていくのか、という個人から考えていくと、誰に相談ができるか、近所の人なのか、民生委員さんなのか、ということになっていくと思います。そこから更に社協が介入するにあたっては、間に福推協というものが介入をどういう形で入っていくのか、というところの支援と要請ということで、矢印で書いてありますが、そのあたりの連携そういったものもどういうふうに、今後計画の中でできていくのかなというところも考えると、本当に次期の計画というのはかなり難しいものというか、広い物になっていくのではないかな、という印象を受けました。以上です。

●西委員長

次期新計画の骨子について事務局の方から説明がありました。事務局の方から特に何かありませんか。

◆事務局 市

ご意見踏まえて坂本委員さんからおっしゃっていただいたように、意見の拾い上げは非常に大事だと思います。行政計画を作る時、大体アンケート調査をやってから作りますので、アンケート調査費用あたりの予算を組み込みながらやっていきたいと思っています。実際アンケートをやるかどうかは別として予算化に向けて動いていきたいと思っています。

それから、もう一点補足ですけど、先ほどから領域に関していろいろご意見をいただいておりますし、しっ

かり受け止めて、たたき台を作っていこうと思いますが、決して道路整備とか、ごみステーションの問題を除外するというわけではなくて、福祉の目的は道路を整備していくことが目的ではない、ということを行っているだけです。ですから私たちも決してごみの問題が、生活課題に無いと言っている訳ではなくて、道路整備は、土木部が道路整備計画としてやっていくのであって、私たちは生活課題としての側溝整備はあるかもしれませんが、それそのものには目的が無いという形では考えておりません。以上です。

●西委員長

25年度の計画は来年度までに作るんですよ。

◆事務局 市

はい。

●西委員長

来年度まで、もうすぐですから、また大変だとは思いますが、どうか皆さんよろしくお願いします。

議題については終わりたいと思います。

事務局の方から何かございませんか。

◆事務局 市

今回はスケジュールにありましたとおり、年度末に1回開催させていただきたいと思います。予算の状況とか、来年度の日程調整をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

●西委員長

本日は遅くまでありがとうございました。

■ 閉会